

# 事業運営円滑化事業に関するQ & A

平成19年4月27日 障害福祉課福祉サービス係

Q 1 旧体系における激変緩和措置においては、身体、知的、精神障害者による相互利用があるため、「通所による授産施設支援」と「それ以外」で算定方法を区分しているが、旧身体・知的障害者更生施設、旧身体障害者療護施設において通所による施設支援を行っている場合の算定方法はどのように行うか。

A 身体、知的、精神障害者の相互利用を行っている場合は、「通所による授産施設支援」と同様の算定方法により行うこととする。

Q 2 新体系の激変緩和措置の算定シートについても、旧体系同様、請求書に添付する必要があるのか。

A 新体系の激変緩和加算が算定される場合には、原則として、エクセル内のすべてのシートを各市町村に対する請求書に添付することとする。

ただし、複数の施設からの移行の場合等、同一内容のシートが存在し、全てのシートの提出の必要性がない場合にはこの限りでない。

Q 3 精神障害者社会復帰施設等（ハコ払い施設）において相互利用を行っていた施設から新体系に移行した場合の激変緩和加算の算定について、相互利用分も助成算定基準単位数に含めるのか。

A 相互利用分も含める。

Q 4 新体系の激変緩和措置においても、旧体系の激変緩和措置と同様に、「助成算定基準数（利用者 × 22 or 30 . 4 × 90%）」が「新体系移行月の前月における実利用延べ日数」を上回る場合にのみ加算を算定できるのか。

A 否。

新体系における激変緩和措置の助成算定基準単位数を算定する際に、「新体系移行月の前月における実利用延べ日数」が上回る際にも、続けて助成算定基準単位数を算定し、その上で90%保障の対象となる場合には加算される。

Q 5 複数の施設等から一つの新体系事業所等に移行した場合、90%保障をどのように取り扱えばよいか。

A 複数の施設等からの移行であっても、保障する単位数の考え方は同じであるため、移行前の各施設に係る保障されるべき単位数(旧法指定施設であれば、「助成算定基準単位数+加算給付単位数」、旧精神障害者社会復帰施設等であれば、「助成算定基準単位数」などのこと。以下「保障単位数」という。)を合計し、合計数から「新体系移行後の各月の給付単位数」を差し引く、という方法で処理をすることとする。

その際の算定シートの取扱いとしては、

1. まず旧体系の施設ごとに個別のシートによって保障単位数を算定する。
2. 「新体系激変緩和助成額算定シート(複数から移行の場合)」のシート中の、「当該施設の旧体系における保障単位数」欄に、それぞれの保障単位数を記入する。
3. 保障単位数の合計から、新体系移行後の給付単位数を差し引き、最後に新体系移行後の実利用延べ日数で割り返して1人1日あたりの加算単位数が算定される。
4. 明細書には、「新体系激変緩和助成額算定シート(複数から移行の場合)」及び各旧体系施設ごとのシートを添付することとする(それぞれのシートの移行後の実利用延べ日数のシートなど、保障単位数の算出に関わらないものや重複するものは添付する必要はない。)